

事務事業評価資料

施策名		中心市街地活性化の推進		所管部局課名	県土整備部まちづくり局都市政策課		
事業名		地価調査費		担当者電話番号	企画調査係 078-362-9297		
事業目的		一般の土地取引価格に指標を与えるなど適正な地価の形成に寄与する。					
事業内容		国土利用計画法施行令第9条に基づく地価調査事業 価格判定基準日：7月1日 調査地点数：943地点 調査単価：73千円/地点 委託先：(社)兵庫県不動産鑑定士協会			事業開始年度	昭和50年度	
事業に要するコスト	区分	平成19年度決算額		平成20年度当初予算額		平成21年度当初予算額	
	事業費	(72,901 千円) 72,901 千円		(73,471 千円) 73,471 千円		(69,189 千円) 69,189 千円	
	人件費	17,828 千円	従事人員 2.0人	14,401 千円	従事人員 1.7人	14,212 千円	従事人員 1.7人
	総コスト (+)	90,729 千円	従事人員 2.0人	87,872 千円	従事人員 1.7人	83,401 千円	従事人員 1.7人
事業の目標		基準価格活用率 土地取引等に活用された地点数 ÷ 調査地点数		[目標設定理由] 調査結果の活用方策として、基準地価格が用地買収、土地取引、公的評価の基準としてどの程度活用されているか判断する必要があるため			
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標 目標値 年度	19年度 実績	20年度 見込み	21年度 目標	達成率(%) H19 H20 H21
		基準価格活用率	1.0 -	1.0 (90,729 千円)	1.0 (87,872 千円)	1.0 (83,401 千円)	100.0% 100.0% 100.0%
評価結果	必要性	・国土利用計画法施行令第9条において、都道府県知事は毎年1回地価調査を実施することが定められている。 ・地価調査は、国土利用計画法における土地価格算定の規準、公共事業用地取得の際の価格算定規準、固定資産税評価の基準、一般の土地取引価格の指標等となるもの。 ・国の実施する地価公示とともに、全国的な土地価格の指標として必要不可欠なものである。					
	有効性	・地価調査は、国土利用計画法における土地価格算定の規準、公共事業用地取得の際の価格算定規準、固定資産税評価の基準、一般の土地取引価格の指標等を示している。 ・基準地価格の活用率も毎年度の調査地点数全てが有効に活用されている。					
	効率性	・経済情勢を踏まえ、適正な地価の形成に寄与するため、地価動向を的確に把握する必要があるが、調査地点数の見直しにより、効率的な事業執行となっている。					
	民間・市町との役割分担	・調査の実施にあたっては、(社)兵庫県不動産鑑定士協会に外部委託して実施している。 ・また、調査地点の選定等については、各市町と調整を図りながら実施するとともに、市町は調査結果を固定資産税評価等で活用している。					
	受益と負担の適正化	・全県民あるいは国民等が調査結果を活用するものであり、特定の受益者のために調査を実施するものではないため、受益者負担原則にはなじまないものである。					
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し		
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他
説明	国土利用計画法施行令に基づき、全都道府県が全国統一的に実施している調査であり、現行制度により、継続する。						